破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第１２１９号
福岡県春日市千歳町２丁目60番地１
破産者　坂本　昭彦
１　破産債権の届出期間　平成27年12月２日まで
２　一般調査期日　平成27年12月11日午前10時45分
平成27年11月10日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３４８号
福岡市西区下山門団地34番205号
破産者　入江　一孝
１　破産債権の届出期間　平成27年12月８日まで
２　一般調査期日　平成27年12月15日午後２時
平成27年11月10日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９号
和歌山県岩出市船戸1110―33、住民票上の住所和歌山県岩出市吉田293番地の９
破産者　殿原　　實
１　破産債権の届出期間　平成27年12月16日まで
２　一般調査期日　平成28年１月28日午前10時20分
平成27年11月16日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第５１９６号
和歌山県橋本市あやの台２丁目43番地の５、前住所大阪府八尾市大竹８丁目82番地
破産者　名護　達矢
１　破産債権の届出期間　平成27年12月17日まで
２　一般調査期日　平成28年１月28日午後２時30分
平成27年11月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１７８号
大阪府箕面市箕面４丁目１番２号
破産者　土佐建設株式会社
１　破産債権の届出期間　平成27年12月18日まで
２　一般調査期日　平成28年２月18日午後２時30分
平成27年11月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７号
兵庫県姫路市小姓町35番地１船場西ビル２―２
破産者　有限会社大栄ハウジング
１　破産債権の届出期間　平成27年12月18日まで
２　一般調査期日　平成28年２月12日午前10時20分
平成27年11月13日　神戸地方裁判所姫路支部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第１００５号
宮城県黒川郡大和町テクノヒルズ２番地
清算株式会社　ソマテック株式会社
代表清算人　古田　善彦
１　決定年月日　平成27年11月13日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
仙台地方裁判所第４民事部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第２号
栃木県足利市永楽町４番地１
清算株式会社　株式会社山口本店
代表清算人　千代間昇一
１　決定年月日　平成27年11月12日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、協定債権者千代間節子を除く各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から２か月以内に、清算株式会社が保有する現預金その他同社が保有する資産を換価処分して得られた金銭から換価処分に必要な費用を含む特別清算手続終結の時までに要する諸経費を控除した残額を弁済原資として、特別清算手続開始決定日時点における各協定債権者の有する協定債権の元本額に応じて按分して弁済する。
２　協定債権者千代間節子を除く各協定債権者は、前項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　協定債権者千代間節子は、本協定の認可の決定が確定した日において、清算株式会社に対し、その協定債権の全額につき、その債務を免除する。
４　弁済に関するその他の定め
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する預金口座に振り込む方法により行う。振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　協定債権者に対する弁済額の算出における１円未満の端数は、切り上げる。
⑶　特別清算手続開始決定日以降に、協定債権の一部の譲渡又は移転等がされた場合には、譲渡又は移転等の前の債権を基準として算出した弁済額を、各協定債権者の債権額の割合により按分して支払う。
以上
宇都宮地方裁判所足利支部

再生手続終結

平成２４年（再）第１号
兵庫県伊丹市東有岡３丁目140番地
再生債務者　宮本生コン株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定後３年を経過した。
平成27年11月12日　神戸地方裁判所伊丹支部

再生計画変更

平成２４年（再）第２号
広島市安佐南区伴中央６丁目35番６号、再生手続開始決定時の住所広島市安佐北区安佐町久地916番地の１
再生債務者　株式会社アップル建設
主文　本件変更計画案のとおりに再生計画を変更する。
平成27年11月10日
広島地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第１１４号
埼玉県久喜市青葉２丁目４番地13
再生債務者　谷　　高敏
１　決定年月日時　平成27年11月13日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年12月４日まで
４　一般異議申述期間　平成27年12月18日から平成27年12月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２７年（再イ）第１２３号
さいたま市西区大字高木57番地３
再生債務者　増田　秀樹
１　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年12月４日まで
４　一般異議申述期間　平成27年12月18日から平成27年12月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２７年（再イ）第１７９号
名古屋市名東区亀の井３丁目125番地　パークノヴァ亀の井102号
再生債務者　泉　　智規
１　決定年月日時　平成27年11月13日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年12月４日まで
４　一般異議申述期間　平成27年12月11日から平成27年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第５３号
愛知県岡崎市河原町４番地７　マンション光Ａ―１
再生債務者　井土勝之こと　井𡈽　勝之
１　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年12月４日まで
４　一般異議申述期間　平成27年12月11日から平成27年12月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２７年（再イ）第２１２号
札幌市厚別区大谷地東７丁目６番４―701号
再生債務者　早川　佳希
１　決定年月日時　平成27年11月16日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年12月７日まで
４　一般異議申述期間　平成27年12月21日から平成27年12月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第３９号
三重県三重郡菰野町大字杉谷2326番地49
再生債務者　小泉陽一郎
１　決定年月日時　平成27年11月16日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年12月７日まで
４　一般異議申述期間　平成27年12月14日から平成27年12月21日まで
津地方裁判所四日市支部